

補助金調書

補助金名	諸体育大会開催補助金				担当課 (連絡先)	市民局スポーツ推進部スポーツ事業課 (TEL 711-4657)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	大会主催者			区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期			通年		
(公募の場合) 応募要件	各種スポーツ大会を開催する(公財)日本体育協会, (公財)福岡県体育協会, 又は(公財)福岡市スポーツ協会に加盟する競技団体等						
(非公募の場合) 非公募の理由							
補助開始年度	昭和45	年度	経過年数	46	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【補助金の目的】 本市内におけるスポーツ大会の開催(一部, 市外開催の場合を含む)に要する経費の一部を補助し, もって体育・スポーツの振興を図ることを目的とする。</p> <p>【補助対象事業】 (公財)日本体育協会, (公財)福岡県体育協会, (公財)福岡市スポーツ協会に加盟する競技団体等が主催する一般社会人等を対象とした全市規模, 九州・西日本規模, 全国規模のスポーツ大会</p>						
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回		
終期を延長する理由							
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象経費は、補助事業の実施に要する経費。ただし、主催者構成員に支払う人件費、団体の経常的な運営経費、有料プログラム作成にかかわる経費、大会開催にかかわる賞金、航空機及び新幹線の特別料金、食料費(事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は必要最小限の範囲で可)、その他市長が適当でないと思えるものを除く。 補助金額は、予算の範囲内において、大会規模と補助対象経費の区分に応じて予め定められた額を限度に市長が定める。</p>					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	13 件	10 件	16 件			
	901 千円	670 千円	510 千円		890 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	「九州毎日テニス選手権大会」, 「九州オープンソフトテニス大会」をはじめとするスポーツ大会開催経費の補助。						
補助金交付 による効果	開催経費の一部を負担することにより, 大会内容の充実が図られる。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。